

平7第101号

平成7年11月2日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市福祉調整委員会

委員 松原 康雄

委員 大澤 隆

委員 村川 浩一

委員 水地 啓子

委員 古賀 恭子

委員 山本 茂

無認可保育施設に対する援護費について（提言）

平成6年に設立された無認可保育施設の利用者から、援護費についての苦情申立てが行われました。

横浜市は、昭和59年度末以前に設置された無認可保育所のうち、別添資料の要綱の要件に合致する無認可保育所について援護費を支給しています。しかし、昭和60年度以降設置の無認可保育所については、いずれもこの要綱に基づいた援護費は支給されておられません。

援護費支給をやめた理由について、関係部局は、「保育に欠ける乳児・幼児の保育については、第一義的には保育所に対応すべきだと考えている。しかし、保育所の地域的な偏在や児童等の年齢構成の偏りにより、すべてを保育所に対応することが困難であり、昭和59年度末までは無認可保育施設にも一部補助を行うことにより、保護者の負担の軽減を図ってきた。その後、就学児童数の減少等により保留児も減少したため、昭和60年度以降に新設された無認可保育施設については、補助をしないこととした」との説明をしております。

しかし、平成2年頃から保留児が遞増する傾向にあることは市が作成した資料でも明らかです。これは、保育所二丁の地域的偏在や低年齢児を受け入れる保育所の不足等に原因があると思われます。女性の社会進出等に伴う少子化傾向の続く中、市としては、保育所の地域的配置の適正化や、特に乳児に関する保育所の定員数の増加に努めていくべきですが、全ての需要を保育所だけで満たすことは非現実的であると思われます。必然、無認可保育施設を、市としては社会資源として位置づけ、対応していくべきでしょう。

無認可保育施設については、同じ要件を満たしていながら設立年度だけで区分され、援護費を受けられる施設と受けられない施設があり、保護者の負担に相当額の差異が生じています。これは、同一市内で児童を養育している保護者に不平等を生じさせることになり、非常に不合理であると判断されます。

そこで、昭和60年度以降に設立された無認可保育施設にも、要件を満たす施設には援護費を支給するよう提言いたします。

平成7年度 提言のもととなった苦情申立て事例

申立ての趣旨	<p>子供を無認可保育施設に預けている。昭和59年以前に設立された無認可保育施設に対しては、援護費（補助金）が支給されているが、それ以降に設立されたものには支給されていないため、利用料が非常に高額となっている。すべての無認可保育施設に対し、公平に援護費を支給してほしい。また、なぜこのようなことになったのかを知りたい。</p>
調査・調整結果	<p>市は保育施設の不足のため無認可保育施設を利用している方の経済的負担を軽減する目的で、無認可保育施設に対して援護費の支給を行っていたが、昭和60年度以降、保留児の数が減少したため、保育所の不足がおおむね解消されたと判断し、以降設立された無認可保育施設については援護費を支給しないこととした。</p> <p>しかし、平成2年頃から再度、保留児が増加傾向にあるという事実及び同じ要件を満たす無認可保育施設でありながら、設立年度だけで援護費支給の適否が判断されることは不合理であるという考えから、一定要件を満たす無認可保育施設に対しては、援護費の支給を再開するよう所管課に申し入れた。</p>

市の対応

平成8年度から要綱を改正し、設立年度にかかわらず、一定の要件を満たしている無認可保育施設を「地域保育室」として認定し、援護費が支給されることとなった。

【参考：援護費の支給状況の推移】

年 度	7	8	9	10
対象施設数	40	50	62	81
対象児童数（人）	1,095	1,365	1,722	2,570
1人平均月額（円）	30,200	34,300	77,900	80,100

「地域保育室」は平成9年度以降、「横浜保育室」に変更され、対象範囲が拡大されました。